

2020年度（令和2年度）の税制改正提言

2019年9月
公益社団法人リース事業協会

1. 設備投資減税の延長【国税】

- 適用期間（2020年3月31日まで）を迎える設備投資減税制度について、省エネ再エネの設備投資及び地域経済を活性化するために必要な制度であり、適用期間を延長すること。
 - 省エネ再エネ高度化投資促進税制
 - 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除制度等
 - 国際戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除制度等
 - 地方拠点強化税制

2. 日本・アイルランド租税条約の改正【国税】

【所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約】

- 1974年に締結された日本・アイルランド租税条約の「使用料」の定義を最新のOECDモデル租税条約（2017年）に合わせることを。

3. 国内線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期間延長【地方税】

- 本制度の適用期間（2020年3月31日まで）を延長すること。

4. 新たに創設される設備投資減税へのリース適用【国税・地方税】

- 新たに創設される設備投資減税（国税・地方税）について、リース取引により導入する設備を対象とすること。

以上